

SOS ニュース

交通事故シリーズ【1】

※ 交通事故に遭ったときには！

最近の相談傾向をみますと、交通事故のご相談が増えてきております。特に目立ちますのは、加害、被害を含めた自転車による事故のご相談です。自動車による事故も含めて、事故に遭った場合の注意事項や、知識として持っておくべきことを、シリーズで掲載いたします。

■ 交通事故を起こったら

(1) 警察への通報と実況見分

交通事故を起こした場合も、交通事故の被害者となった場合でも、まず最初に行なければならないことは、警察への通報です。間違ってもその場で、当事者だけで判断して処理しようとはしないことです。

警察に通報しましたら、警察官が現場に来て、事件関係者からの事情聴取や現場の計測、写真撮影などの実況見分を行います。事情聴取に際しては、冷静に取り調べを受けるように努めてください。取り調べに対しては、事実だけを話すようにしてください。自分に有利になるようにと、虚偽の事実を述べたりしても、現場に残ってイルブレーキ痕など多くの証拠からほとんどの場合覆されます。

取り調べにあたっては、言いたくないことは言わなくても良いという権利(黙秘権)。また、弁護人を選定できる権利があります。他にも、不当な拘束や強制を受けない権利も保障されております。

このようにして取り調べがすんだら、警察官は作成した調書を読み上げ、誤りがないことを確認させたうえで、調書に署名捺印を求めます。もし、間違いがあれば、その場で訂正を申し入れてください。訂正がなされなければ署名捺印をしてはいけません。この調書は後日裁判の証拠となりますから、いったん署名しますと後になって覆すことは困難です。

調書が作成されると、事件は警察から検察官に送付され、今度は検察官が被疑者の取り調べを行い、加害者を起訴するか不起訴とするかのはんだんを行います。以上述べてきました通り、警察に通報し十分な実況見分を行ってもらい、作成される調書に事実と違うことが書かれていないかの確認が必要です。えてして、事故を起こした時は精神的にパニック状態になるものですが、早いうちに冷静に戻るよう努めることが肝要です。